

UBC情報

No. 145

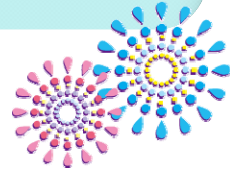
Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2012年7月2日(月)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753



7月から開始される主な制度などは



- ◎再生可能エネルギーの固定価格買取制度……太陽光、風力、バイオマス等により発電された電力を、電力会社が一定の期間・価格で買い取る制度で、電気を利用する消費者が使用量に比例した再生エネルギー賦課金として負担します。但し、電力を大量消費する一定の事業所や被災者には減免措置があります。
- ◎グリーン投資減税の改正……再生エネルギー買取制度の開始に伴い、適用対象となる太陽光・風力発電設備は、買取制度の認定を受けた一定規模の設備（太陽光発電設備は10kw以上）に限られた上で、即時償却ができるようになります（24年5月29日～25年3月31日までに取得した設備に適用）。
- ◎平成24年分の路線価図等の閲覧……相続税や贈与税の土地評価を行う際の基準となる24年分の路線価及び評価倍率は、7月2日から国税庁ホームページで閲覧できます。
- ◎源泉所得税に係る「納期の特例」の見直し……源泉徴収した所得税を半年分まとめて納めることができる「納期の特例」について、7月～12月までに源泉徴収した所得税の納付期限が1月20日に一本化されます（届出は不要）。
- ◎改正育児・介護休業法の全面施行……*短時間勤務制度、*所定外労働の制限、*介護休暇について、これまで猶予されていた中小企業（従業員数100人以下）にも適用されます。
- ◎外国人住民に関する登録制度の改正……入管法・住民基本台帳法の改正により、7月9日から外国人登録制度が廃止され、外国人住民についても住民基本台帳法の適用対象になります。また、外国人登録証明書の代わりに「在留カード」が交付されます。



エコカー補助金を受けた場合は



- ◆早ければ7月中に終了する可能性も
一定の環境性能に優れた新車を購入した場合、エコカー補助金を受けることができます。
期間は平成25年2月末までとなっていますが、申請額が急増しており、早ければ7月中にも予算額に達し、受け付けが終了する見通しです。
次世代自動車振興センターの集計では、6月13日時点の申請額は約1620億となり、予算額2747億円（自家用）の59%となっています。
また、タクシー等（緑・黒ナンバー車）が対象となる事業用は、すでに予算額218億円の83%（約181億円）に達しています。
なお、法人が所有する事業用以外の車（白・黄ナンバー車）は、自家用に該当します。
- ◆法人が補助金を受けた場合は圧縮記帳を適用



法人がエコカー補助金を受けた場合は原則、益金となりますが、圧縮記帳が認められています。

これにより、購入したエコカーの取得価額から補助金相当額を差し引き、圧縮損として損金に計上するため、補助金を受けた年度では課税所得が生じないこととなります。

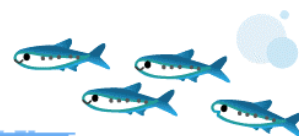
ただし、購入したエコカーの減価償却は、補助金を差し引いた取得価額をベースに計算されますので、毎年の減価償却費の額が少なくなり、結果として課税を繰り延べていることとなります。

この圧縮記帳を適用するか、しないかは任意となります（適用する場合は、手続きが必要）。

なお、個人事業主の場合は、収入に算入せず、取得金額から補助金を差し引いた金額で減価償却ができます。



予定納税の減額申請をする場合は



24年分所得税の予定納税が必要な方（23年の所得税額に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上）には、税務署から通知が行われます。

予定納税は、7月（第1期分）と11月（第2期分）にそれぞれ基準額の1/3を納付することとなりますが、業況不振、災害などの理由により、予定納税基準額よりも少なくなると見込まれる場合は、減額を求めることができます。

第1期分の減額申請をする場合は、7月17日までに申請書を税務署に提出する必要があります。



課税事業者となる判定期間について

消費税の課税事業者となる判定については、従来、前々事業年度の課税売上高が1千万円超の場合に課税事業者となりましたが、事業者免税点制度の改正により、前事業年度の上半期（6ヵ月間）の課税売上高も判定の対象に加わりました。

これにより前々事業年度の課税売上高が1千万円以下でも、前事業年度の上半期（例えば、個人または12月決算法人は24年1月～6月、3月決算法人は24年4月～9月）が1千万円超であれば、25年から課税事業者となります。

なお、課税売上高に代えて、給与等支払額（前事業年度の上半期で支払った給与や賞与等）の合計額により判定することもできます。



長寿の秘訣は“伝統”と“革新”のバランス

近畿財務局が老舗企業に対して行った調査によると、経営継続の要因は、「本業重視の経営、品質の維持」がトップ、次いで「堅実経営（身の丈経営）」、「顧客ニーズに合わせた既存商品等の改良」が続きました。

また、約8割の企業が企業理念、事業内容を「変えていない」と回答する一方、生産技術、販売方法、販売エリアについては、ほとんどの企業が時代の変化に応じて「変えた」と回答しています。

経営者の声では「本業は、どんな難しい仕事でも手を出し、本業以外は、どんなに儲かる仕事でも手を出さない」や「ネットを使った販売にも注力し、全国に広がった」などがありました。



UBC社福情報

No. 145

Selected Clients & Professionals Relationship



発行日 2012年7月2日(月)
発行元 (有)ユービーシー経営
河野会計事務所
〒755-0036
宇部市北琴芝 1-6-10
Tel:0836-33-6717
Fax:0836-33-6753

トピックス

会計検査院の保育所繰越資金調査 ～2010年度決算検査報告書公表を受けて～

▼昨年度末ごろから全国各地で、保育所の繰越資金に関する調査が行われています。

昨年末、会計検査院は2010年度決算検査報告書の詳細をホームページ上に公表しています。それによると、不適切な事案として報告された総件数が568件。不正な会計経理により生じた徴収不足額、過大支出額、また決算表示漏れなどは合計約4,284億円とされ(2009年度の指摘事項金額は約1兆7,905億円)、支出に関する不当事項(国に全額返済を要するもの)は403件、約115億円でした。

この中で厚労省関係のものとしては、13都府県の27事業主体では、児童の扶養義務者の所得税額等を誤認するなどして徴収金の額を過小に算定したり、保育単価等の適用を誤るなどして費用の額を過大に算定するなどの事例が見られたほか、施設整備の補助金や児童以外の介護報酬・障害者自立支援給付などの分野でも、算定誤りなどの事項が指摘されています。

これらの現状も関連し、今回の保育所における繰越金状況の調査では、過去5年間の当期末支払資

★児童保護費等負担金の国庫負担対象事業費の精算が過大とされたケース

部局等	事業主体	年度	不当と認める 国庫負担額	内容
山口県	防府市	16～21	12,850	扶養義務者の所得税額等の誤認等
神奈川県	横浜市	18～21	9,679	保育単価の適用の誤り等
福岡県	北九州市	19～21	7,344	扶養義務者の所得税額等の誤認等
兵庫県	姫路市	18～21	6,103	扶養義務者の所得税額等の誤認等
兵庫県	尼崎市	18～21	5,392	扶養義務者の所得税額等の誤認等

(上位5団体、金額の単位は千円)

金残高の状況や積立預金の保有状況が調査されており、今後の動向が注目されます。

(参考：会計検査院HP)

子ども・子育て新システム関連の3法案が審議入り

▼去る5月10日、政府が社会保障と税の一体改革に位置付けている「子ども・子育て新システム」の関連3法案が、衆議院本会議で審議入りしました。

深刻な少子化が進む中幼稚園の廃園が相次ぐ一方で、都市部を中心とした認可保育所等の待機児童は増加し続けているというミスマッチを解消するため、文科省と厚労省の縦割り行政を見直し、両者を一体化する新たな施設が「総合こども園」と呼ばれるものです。「総合こども園」には満3歳以上の児童の受け入れを義務づけ、現在幼稚園が行っている教育を実施し、保護者の状況に応じて保育時間を延長す

ることとされています。しかし3歳未満児の受入れは義務づけておらず、幼稚園には「総合こども園」への移行を強制しないことなどから、その実効性を疑問視する意見もまだ多くあります。また本法案のもう一つの柱が「多様な経営主体の参入促進」で、株式会社やNPOが参入しやすい市場環境を造成することが掲げられていますが、これらの論点に対して疑問視する声や問題を提起している団体等も数多く見られ、各種サイトでも活発な議論が行われている様子が見られます。このような中で自民党を中心とした野党は反対を表明しているほか、日弁連からは意見書が公表されたり、また各保育団体による反対集会が開かれたりするなど、依然として反対する声も多い現状の中、新システムをめぐる議論が活発化してきました。
(参考：福祉新聞／日本テレビ／毎日新聞 ほか)



第3回「未届の有料老人ホームに対する指導状況等における フォローアップ調査」の結果公表

▼本調査は、老人福祉法に基づく届出が行われていない有料老人ホームに関して、厚労省が届出や指導の状況について都道府県からの報告内容をまとめたものとして公表されました。今回は前払金の保全措置の実施状況についてもあわせて調査を行っています。その結果、平成23年10月31日時点で全国の未届の有料老人ホームの数は259件（前回の調査から11件増加）というものでした。

また前払金の保全措置が講じられていない事業所が相当数存在している実態が指摘されていたために今回調査が実施され、有料老人ホームが実際に前払金を徴収している事例は1,165件あり、このうち、保全措置が講じられていない施設は231件（約19.9%）という結果でした。この調査結果を踏まえ、厚労省から次の内容の通知が5月17日付け（「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」老高発0517第1号）で発出されています。

保全内容等	施設数
平成18年4月1日以降設置の有料老人ホーム総数	4,775
うち前払金を徴収している施設数	1,165
うち前払金の保全措置を講じている施設数	934
銀行等による保全金額相当部分の連帯保証	296
親会社による保全金額相当部分の連帯保証	125
返済債務不履行により入居者に生じた損害の うち保全金額相当部分を埋める保証保険	3
信託会社等との間における入居者を受益者と する信託契約	170
全国有料老人ホーム協会による入居者基金	340

★前払金の保全措置を講じていない施設数・・・231

- 1) 一層の届出促進指導などの取り組みを徹底する必要があること
- 2) 有料老人ホーム事業者に対して前払金の保全措置が必要であることを周知徹底すること
- 3) 前払金の保全措置を講じていない有料老人ホームの事業者に対して、改善に関する取り組みを速やかに行うよう指導するとともに、悪質な場合には罰則適用を視野に入れた上で、指導の徹底を図ること

厚労省では今後、今年10月時点での状況を調べる第4回フォローアップを実施する予定である、としています。

(参考：厚労省プレスリリース／福祉新聞)